

1 財務会計事務

(1) 比較見積の徴収漏れ

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
西成高等学校	<p>進路選択に係る適性診断テスト委託業務契約の締結（132,000円）に当たり、財務規則及びその運用規定では、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。しかしながら、同校においては、1者については見積書を徴収したが、他2者についてはウェブページ上の単価部分を印刷することにより見積りとし、正式の見積書を徴していなかった。</p> <p>その要因・理由等に関して、事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>担当者（起案者） 本件のルールについて、存在することは知っていたが、漠然と理解しており、10万円を超える比較見積りは、電話、ファックス、電子メールではできないが、ウェブページは公開されているため有効と誤解した。併せて転勤直後、かつ年度当初の業務集中・繁忙期で、事務の少人数体制もあって、内容の異なる多くの分担を抱えているため、細部のルール確認がおろそかになった。</p> <p>関係者（起案が回議される者） ルールを知っていたが、少人数体制で、年度当初の業務繁忙期でもあったため主担業務に追われて、十分なチェックができず、関連規則等についての確認が実行できなかった。</p> <p>決裁者 ルールの詳細について十分理解していなかったため、決裁時にルール確認を徹底せず、起案者の説明をそのまま受け取り決裁していた。</p> </div>	<p>大阪府財務規則第62条及び同運用の規定に違反している。</p> <p>財務規則等に対する理解が不足しているとともに、決裁に当たりのチェックができていない。</p> <p>このため、担当者のみならず関係者・決裁者も、契約事務関連ルールを十分理解した上で、業務繁忙期等であっても執務の都度、関連の規則等を確認し、チェックを行うこととされたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （見積書の徴収） 第62条 契約担当者は、随意契約によるうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用 第62条関係】 3 前項に掲げるもののほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる1件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴収に代えることができる。</p> </div>	<p>会計事務のルールについて、担当職員、関係者、決裁者となるすべての職員に対して、会計事務に関する財務規則、同運用規定について、改めて理解の徹底を図るため、会計事務ポータルサイト及び会計局研修資料をもとに職場内研修を実施した。今後も事務遂行に際しては財務規則等に則しているかを、担当者をはじめ確認事務及び決裁事務者について、より慎重に実施しチェック機能の強化を図り、必要に応じて職場内研修を実施し、再発防止に取り組んでいく。</p>